

第 88 号議案

中野区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 6 年 9 月 26 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

保険料の徴収猶予期間等について規定を整備するとともに、国民健康保険法の改正に伴い規定を整備する必要がある。

中野区国民健康保険条例の一部を改正する条例

中野区国民健康保険条例（昭和34年中野区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第36条第1項」の次に「及び第54条の3第4項」を加える。

第7条第4号中「70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であつて、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「法施行令」という。）第27条の2第1項に規定する者に限る。）について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき」を「法第42条第1項第4号の規定が適用される者である場合」に改める。

第9条の2中「第52条」の次に「及び第54条の3第4項」を加える。

第9条の3中「第52条の2」の次に「及び第54条の3第4項」を加える。

第9条の4中「第53条」の次に「及び第54条の3第4項」を加える。

第9条の5中「及び第54条の3第3項から第5項」を「並びに第54条の3第4項及び第7項から第9項」に改める。

第9条の6中「第54条の2」の次に「及び第54条の3第4項」を加える。

第14条の2中「法施行令」を「国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「法施行令」という。）」に改める。

第23条第1項中「6月」の次に「（急患等として保険医療機関等

を受診した被保険者に係る保険料の納付については、当該被保険者の資力の活用が可能となるまでの期間として1年)」を加え、同項第1号中「、これ」を「これ」に改め、同項第2号中「若しくは」を「又は」に改め、同項第4号中「前各号」を「前3号」に改める。

第27条中「第9項」を「第5項」に、「、若しくは」を「、又は」に、「し、又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない者」を「した者」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年12月2日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第23条の規定は、令和6年度分の保険料のうち令和6年12月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度分の保険料のうち令和6年11月以前の期間に係るもの及び令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。
- 3 施行日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。